

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第3期登米市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

宮城県登米市

3 地域再生計画の区域

宮城県登米市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は、平成17年の合併により誕生した市である。人口は、合併時平成17年の89,316人から令和2年で76,037人まで落ち込んでおり（国勢調査）、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和32年には総人口が43,781人となる見込みである。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は平成17年の11,797人から令和2年には8,332人となる一方、老年人口（65歳以上）は平成17年の24,579人から令和2年には26,956人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64歳）も平成17年の52,937人から減少傾向にあり、令和2年には40,399人となっている。

自然動態をみると、出生者数は平成18年の660人をピークに減少し、令和2年には390人となっている。その一方で、死亡者数は平成17年から令和2年まで毎年1,128人から1,290人の間で推移しており、令和2年の出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲772人の自然減となっている。

社会動態をみると、平成17年以降、平成23年を除き転出者数を上回っており、令和2年には▲432人の社会減となっている。平成23年は東日本大震災発災に伴う沿岸被災自治体からの流入等により転入超過となっているが、それ以外の年は主に進学や就職を要因とした転出超過となっている。

このように、人口の減少は出生者数の減少（自然減）や、特に15歳から24歳の

年齢階層で転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

このまま人口減少が進むことにより、生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）の縮小、税収減等による行政サービスの低下、社会インフラの老朽化、地域公共交通の縮小、空き家・空き店舗の増加、農地や山林の荒廃の進行、地域コミュニティの機能低下といった影響・課題が懸念されている。

これらの課題に対応するため、市民の結婚・出産・子育ての希望の実現を図り自然減の抑制に努め、また、移住定住を促進するとともに、安定した雇用の創出や時代にあった地域づくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げる。

- ・基本目標 1 豊富な地域資源を活かし潤うまちをつくる
- ・基本目標 2 誰もが安心して暮らせるまちをつくる
- ・基本目標 3 誰もが幸せを感じられる魅力的なまちをつくる

【数値目標】

| 5-2の ①に掲げ る事業 | K P I | 現状値 (計画開始時点) | 目標値 (令和12年度) | 達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標 |
|---------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| ア | 1人当たり所得金額（課税対象所得÷総人口） | 110.1万円 | 118.1万円 | 基本目標 1 |
| イ | 市民意向調査で、「今後も登米市に住み続けたい」と回答した人の割合 | 74.3% | 77.0% | 基本目標 2 |
| ウ | 移住者数（累計） | 0人 | 500人 | 基本目標 3 |
| | 交流人口数 | 301万人 | 374万人 | |

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第3期登米市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 豊富な地域資源を活かし潤うまちをつくる事業

イ 誰もが安心して暮らせるまちをつくる事業

ウ 誰もが幸せを感じられる魅力的なまちをつくる事業

② 事業の内容

ア 豊富な地域資源を活かし潤うまちをつくる事業

農林産物、景観、自然環境、文化、イベントなどの豊富な地域資源や、三陸沿岸道路・みやぎ県北高速幹線道路などの良好な交通アクセスなど、これらの様々な魅力を組み合わせるとともに、AIなど新たなデジタル技術を活用し、経済的に豊かなまちをつくる事業

【具体的な事業】

- ・地域資源を活用した商品開発や施設整備を支援
- ・将来の地域農業を担う多様な担い手の確保・育成
- ・登米製品の認知度向上と販路拡大 等

イ 誰もが安心して暮らせるまちをつくる事業

人口減少、少子高齢化が進展すると想定される中で、様々な主体との連携やデジタル技術の活用により、限られた資源を最大限に活かしながら、生活環境を維持・発展させ、誰もが安心して暮らせるまちをつくる事業

【具体的な事業】

- ・地域防災力の向上と消防体制の強化等による災害に強いまちづくりの推進
- ・こどもの健やかな成長の支援や子育て環境の整備
- ・誰もが気軽に外出でき、安心して生活が送れる持続可能な地域公共交通の構築 等

ウ 誰もが幸せを感じられる魅力的なまちをつくる事業

性別や世代にかかわらず誰もが活躍できる可能性と選択肢を確保し、多様な生き方が尊重されるとともに、本市の豊かな自然や歴史・文化などの魅力や楽しさを堪能できる、誰もが幸せを感じられる魅力的なまちをつくる事業

【具体的な事業】

- ・移住支援策や魅力を積極的に発信するとともに、きめ細かな相談対応や住宅取得の支援等による移住・定住の促進
- ・地域に根差した多くの観光資源を活用した「登米市ならではの」の観光コンテンツ造成
- ・多様な主体と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりの推進等

※なお、詳細は第三次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,000,000千円（令和8年度～令和12年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度5月頃に外部有識者で構成する登米市総合計画審議会において効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで